

県産品販売促進事業指定店指定要領

第1 目的

この要領は、県産品販売促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、いばらきの味販売戦略推進委員会（以下「委員会」という。）が、販売コーナーを設置する販売店及び、県産品を食材とする料理を常時提供する料理店を指定するのに必要な事項を定めるものとする。

第2 店舗の指定

1 申請等

指定を受けようとする店舗にあつては、販売店・料理店指定申請書（様式1号）を作成のうえ、委員会に対し申請するものとする。

ただし、（1）から（4）に該当する店舗（以下「常陸秋そば使用店等」という。）にあつては、紹介者等からの届け出（様式2号）により、申請に替えることができる（量販店を除く）。

- （1）常陸秋そば振興協議会が紹介する常陸秋そば使用店
- （2）茨城県常陸牛振興協会が認定する常陸牛販売指定店及び常陸牛販売推奨店
- （3）茨城県銘柄豚振興会が指定するローズポーク販売指定店及びローズポーク飲食店
- （4）いばらきの地魚取扱店認証委員会が認証するいばらきの地魚取扱店

2 指定の更新

指定店は、指定期間満了日後も継続して指定を受けようとする場合は、販売店・料理店指定更新申請書（様式3号）を作成のうえ、指定期間満了日までに委員会に対し更新の申請をするものとする。

ただし、常陸秋そば使用店等は、紹介者等からの届け出（様式4号）により、申請に替えることができる。

3 指定審査

- （1）委員会は、実施要領第3の1（1）の要件に基づき審査する。
- （2）審査は、書類審査と実地審査とする。
- （3）更新申請の場合は、書類審査のみとすることができる。
- （4）常陸秋そば使用店等の紹介者等からの届け出があつた場合は、審査を要しない。

4 指定証の交付

審査の結果、指定が相当と認められたときは「茨城県産農林水産物等販売店（料理店）指定証」（様式5号）を交付する。更新についても同様とする。

- 5 指定証の交付を受けた指定店は、当該指定証を消費者が確認できる場所に掲示するものとする。

6 変更申請

指定店は指定事項に変更があったときは、速やかに委員会に様式第6号により申請するものとする。

7 辞退届

指定店は指定を辞退しようとするときは、速やかに委員会に様式第7号により届け出るものとする。

第3 指定の取消

委員会は、次の事項の一に該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 実施要領・指定要領を遵守できない場合
- (2) 県産品の仕入れ等の確認行為に協力しない場合
- (3) JAS法及び食品衛生法等、関係法令に違反した場合
- (4) 消費者の信用並びに県産品のイメージを著しく失墜させる行為を行った場合
- (5) 常陸秋そば使用店等であった店舗が紹介店等の要件に該当しなくなった場合

第4 指定証の返還

第3の規定により指定を取り消された場合は、指定証を返還するものとする。

付則 この要領は、平成21年10月1日から施行する。